

議案第 6 号

里庄町消防団条例の一部改正について

里庄町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 4 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

消防庁長官から消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づき通知された「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和 3 年 4 月 13 日付け消防地第 171 号）において示された「非常勤消防団員の報酬等の基準」等の助言を受け、当町においても、消防団員の年額報酬等について所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町消防団条例の一部を改正する条例

里庄町消防団条例（平成18年里庄町条例第7号）の一部を次のように改正する。
第14条の見出し中「及び費用弁償」を削り、同条第1項及び第2項を次のように改める。

団員の報酬は、年額報酬とする。

2 団員には、次により年額報酬を支給する。

団長 年額 161,000円

副団長 年額 131,000円

分団長 年額 90,000円

副分団長 年額 75,000円

部長 年額 67,500円

班長 年額 37,000円

団員 年額 36,500円

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

（公務災害補償）

第16条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところによる。

（退職報償金）

第17条 団員（勤務年数が5年未満である者を除く。）が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合は、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。